

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：六ヶ所村長、六ヶ所村議会議長、六ヶ所村教育委員会、

六ヶ所村農業委員会、六ヶ所村選挙管理委員会、六ヶ所村代表監査委員、公営企業管理者

I 職員の給与の額の差異

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.1%
任期の定めのない常勤職員以外	62.8%
全ての職員	79.4%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	- %
本庁課長相当職	95.7%
本庁課長補佐相当職	97.4%
本庁係長相当職	91.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	78.2%
31～35年	85.5%
26～30年	91.4%
21～25年	89.0%
16～20年	81.0%
11～15年	90.0%
6～10年	90.9%
1～5年	109.3%

【説明欄】

- ・本庁部局長・次長相当職については、当村において該当する職がないため未記入。
- ・扶養手当、住居手当については、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している割合が多いため、相対的に男性の給与額が高くなる傾向がある。
- ・任期の定めのない常勤以外の職員には、会計年度任用職員が含まれており、会計年度任用職員は、女性職員が多いため差が生じる結果となっている。

Ⅱ 管理的地位にある職位に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	23.5%

※本庁課長相当職の割合としている。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	－
本庁課長相当職	23.5%
本庁課長補佐相当職	45.8%
本庁係長相当職	52.4%

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得時間の分布状況

1 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	50%
女性	100%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	－
女性	100%

2 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満			－	
1週間以上2週間未満			－	
2週間以上1月以下	1		－	
1月超3月以下			－	
3月超6月以下			－	1
6月超9月以下		1	－	
9月超12月以下		5	－	
12月超24月以下			－	
24月超			－	

【説明欄】

- ・本庁部局長・次長相当職については、当村において該当する職がないため未記入。
- ・会計年度任用職員の育児休業取得率は、該当者がいないため未記入。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて
命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
本庁舎等	7.9時間
本庁舎等以外	3.3時間